

大平山自然環境保全地域

○自然環境保全地域の指定（昭和52年12月28日 環境庁告示第112号）

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第22条第1項の規定に基づき、次の区域を大平山自然環境保全地域に指定し、同条第7項において準用する同法第14条第4項の規定に基づきその区域を次のとおり公示する。

この自然環境保全地域の区域図は、環境庁、北海道庁及び島牧村役場に備えつけて供覧する。

1 区域の所在地

北海道島牧郡島牧村

2 区域

北海道島牧郡島牧村内国有林函館北部地域施業計画区黒松内事業区191から198までの各林班

3 区域図（省略）

○保全計画の決定（昭和52年12月28日 環境庁告示第113号）

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第23条第1項の規定に基づき、大平山自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条第3項において準用する同法第15条第2項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

1 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

本地域の森林は、大平山の下部より上部に向ってブナ林帯、ダケカンバ林帯及びハイマツ林帯の三帯に区分することができるが、このうち特にブナ林は、わが国におけるブナ林の北限に近い。また、山頂部から石灰岩崩落地にかけてオオヒラウスユキソウ、チョウノスケソウ、シコタンヨモギ等分布上興味ある植物がみられる。

このように本地域は、北限に近いブナ林、大平山特有の石灰岩植生、高山性・亜高山性植生等全域にすぐれた植生を有し、また、人為の影響が少なく自然性も高いので、全域を特別地区として適正な保全を図り、特別地区の全域を野生動植物保護地区として石灰岩植生、高山性・亜高山性植生の保護を図る。

2 特に保全を図るべき土地の区域の指定に関する事項

大平山自然環境保全地域の全域を特別地区に指定する。

(1) 区域

北海道島牧郡島牧村内国有林函館北部地域施業計画区黒松内事業区191から198までの各林班

(2) 面積

674ヘクタール

(3) 土地所有別面積

国有地674ヘクタール

3 保全のための規制に関する事項

(1) 特別地区内に次のとおり野生動植物保護地区を指定する。

ア 保護すべき野生動植物の種類

(植物)

イチョウシダ、ヤマドリトラノオ、チャセンシダ、アオチャセンシダ、カラクサシダ、ミヤマネズ、カマヤリソウ、ミツリミミナグサ、オオヒラミミナグサ、コバノツメクサ、カラフトマンテマ、エゾホソバトリカブト、サンリンソウ、ハクサンハタザオ、エゾノジャニンジン、シリベシナズナ、タカネグンバイ、チョウノスケソウ、ウラジロキンバイ、エゾムラサキモメンヅル、エゾノタイツリオオギ、ミヤマウイキョウ、サクラソウモドキ、チシマリンドウ、フナバラソウ、シコタンヨモギ、フタマタタンポポ、オオヒラウスユキソウ、オダサムタンポポ、ナンブソモソモ、オノエスゲ、チシマアマナ、チドリソウ

イ 区域

2(1)に記載する特別地区の区域

(2) 自然環境保全法第25条第3項に規定する木竹の伐採の方法及びその限度は、次に定めるところによる。

ア 区域

2(1)に記載する特別地区の区域

イ 伐採の方法及び限度

禁伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐(択伐率現在蓄積の10パーセント以内)を行うことができる。なお、保安林の機能の維持又は強化を図るため林相を改良する場合であって、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第22条の4に規定する択伐率による択伐(均等な割合で単木的に選定して伐採すること及び伐採によって生ずる無立木地の面積は、0.05ヘクタール未満とすること)を行うことができる。

4 保全のための施設に関する事項

保全施設を次のとおり設ける。

(1) 施設の種類

標識その他これに類する施設

(2) 位置

北海道島牧郡島牧村

○特別地区の指定（昭和52年12月28日 環境庁告示第114号）

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第1項の規定に基づき、大平山自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定し、同条第2項において準用する同法第14条第4項の規定に基づき、その区域を次のとおり公示する。

この特別地区の区域図は、環境庁、北海道庁及び島牧村役場に備えつけて供覧する。

1 名称

大平山特別地区

2 区域

大平山自然環境保全地域の全域

3 区域図（省略）

○木竹の伐採の方法及びその限度の指定（昭和52年12月28日 環境庁告示第116号）

大平山自然環境保全地域大平山特別地区に係る自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第3項に規定する木竹の伐採(同条第10項に規定する行為に該当するものを除く。)の方法及びその限度を次のように指定する。

1 伐採の方法及び限度

禁伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐(択伐率現在蓄積の10パーセント以内)を行うことができる。なお、保安林の機能の維持又は強化を図るため林相を改良する場合であって、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第22条の4に規定する択伐率による択伐(均等な割合で単木的に選定して伐採すること及び伐採によって生ずる無立木地の面積は、0.05ヘクタール未満とすること)を行うことができる。

2 適用区域

大平山特別地区の全域

○野生動植物保護地区の指定（昭和52年12月28日 環境庁告示第115号）

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第26条第1項の規定に基づき、大平山自然環境保全地域の特別地区内に野生動植物保護地区を指定し、同条第2項において準用する同法第14条第4項の規定に基づき、その区域を次のとおり公示する。

この野生動植物保護地区の区域図は、環境庁、北海道庁及び島牧村役場に備えつけて供覧する。

1 名称

大平山野生動植物保護地区

2 保護すべき野生動植物の種類 (植物)

イチョウシダ、ヤマドリトラノオ、チャセンシダ、アオチャセンシダ、カラクサシダ、ミヤマネズ、カマヤリソウ、ミツモリミミナグサ、オオヒラミミナグサ、コバノツメクサ、カラフトマンテマ、エゾホソバトリカブト、サンリンソウ、ハクサンハタザオ、エゾノジャニンジン、シリベシナズナ、タカネゲンバイ、チョウノスケソウ、ウラジロキンバイ、エゾムラサキモメンヅル、エゾノタイツリオオギ、ミヤマウイキョウ、サクラソウモドキ、チシマリンドウ、フナバラソウ、シコタンヨモギ、フタマタタンポポ、オオヒラウスユキソウ、オダサムタンポポ、ナンブソモソモ、オノエスゲ、チシマアマナ、チドリソウ

3 区域

大平山特別地区の全域

4 区域図（省略）